

一八世紀の緩やかな変化

— 束縛からの解放と日常化するリスク —

浪川健治

はじめに——奢る奉公人、「我儘・氣隨之勤方」——

ご紹介にあずかりました浪川でございます。ただ今のご紹介にありましたように、私の専門は日本近世史です。主に北東北の地域社会を研究対象としています。今日お話ししたいと思えますのは、一八世紀の緩やかな変化ということです。まず、レジュメの冒頭に引用させていただいたのは、佐々木潤之介先生の『世直し』(岩波新書九〇、一九七九年)、三七―三八ページからの引用です。佐々木先生はご存じかと思いますが、私の学生時代に、『幕末社会論』(塙書房、一九六九年)という本を出されており、近世史を学ぼうとする学生にとっては一種バイブルのような扱いとなっていました。この本は、維新変革の起点とその担い手を理論として考察されています。サブタイトルは、「世直し状況」研究序論となっています。佐々木先生は、一八世紀半ばを起点とする商品経済の進展と階層分解ののち、幕末の開港による影響のもとで没落しつつある小農民

(半プロ)と土地をもたない無高層が中心となって慶応二年(一八六六)年以降、世直し一揆がおこり、それへの対応としての維新政府という形を描かれました。

この『世直し』からの引用を読みますと、まず、半プロという言葉が出てきます。要するに半分プロレタリアという意味です。つまり、農村が変わって近代化するとき、ヨーロッパでは近代工業のなかの労働者として生きていくことになります。しかし、日本の場合、この時点ではなお近代工業は成立していません。農村のなかで土地を失いつつある農民(半プロ)と完全に土地をもたない無高層はどのように生きていくことになるのか。それは、江戸などに流入するか、もしくは、農村にそのまま滞留すると考えられています。農村に滞留した人たちは、土地を持っていませんから、奉公人＝農村労働者として働きますが、当然、それは近代的な労働者ではないという世界が広がります。

さらに、引用したなかでは、それは水田地帯で最も甚だしいとさ

れています。村の中には労働力販売の機会がないし、他の村・地域も同様だとすれば、労働力販売は、村と村、地域と地域、村と町、町と町の交流関係に主要な場を求めなくてはなりません。このことから、半プロたちの生活はどういうふうに成り立っていたのかを知ろうとしてもほとんどわからず、村内外にとらわれずに零細で雑多な、まさに諸雑業としか言えないような内容であったであろうと、佐々木先生は述べられています。何か非常に深刻な近世像がここで浮かび上がってきます。でも、本当にそうであったのか。ここでは、佐々木先生が半プロたちの生活はどういうふうに成り立っていたのかを知ろうとしてもほとんどわからず、村内外にとらわれずに零細で雑多な、まさに諸雑業としか言えないような内容であったであろう、と推測された実態を掘り起こしていきたいと思えます。

①「仮子」(かりこ・かれこ) — 弘前藩領における農業奉公人の典型 —

佐々木先生は、水田単作地帯のことを論じておられます。まさに、北東北の近世の社会は水田単作地帯です。そのもっとも北に位置した弘前藩領を取り上げます。同領では、農村奉公人のことを「かりこ」とか「かれこ」と言い、「仮子」と書きます。最初に、宝暦九年(一七五九)の下相野村(つがる市)盛(もり)家の「仮子」の証文を見ていただきます(盛家文書二六四一一)。

差置申仮子証文之事

私子共源四郎と申者、生歳廿七歳罷成、当卯三月十二日より同十月十二日迄、此給錢七拾五ニ相定、只今六拾五匁受取、残而五匁八入用次第受取筈ニ相定、奉公差置申所実正御座候、寺ハ

代々浄土宗門ニ而姥嶋村長福寺旦那紛無御座候、切支丹宗門ニハ無御座候、則寺請状何時成共御用次第差上ヶ可申候、若御奉公内取迎・欠落・頓死・水入等ニ而病死致候共早速引取、以人代少も御苦勞相掛申間敷候、其上御家御沙^作法少も相背申間敷候、為後日証文如件、

親上相の村

弥四郎 ㊦

受冲中野

弥三郎 ㊦

宝暦九己卯年三月八日

三国屋伊兵衛殿

甚兵衛殿

まず、「仮子」となるのは二七歳の源四郎という人物です。雇用されるのは「当卯」の三月二日から一〇月二日までの期間です。この間の給錢は錢七〇匁と書かれています。注意しなければならぬのは、この給錢七〇匁という表現です。なぜならば、錢なのに匁という表現をしているからです。弘前藩は、藩内で文遣(もんづかい)という錢と銀との公定の交換比率を採用していました。それでは、錢一匁は六〇文に相当します。だから、給錢七〇匁ということは、錢では四貫二〇〇文になります。雇用期間は三月から一〇月ですが、この年には閏七月があります。この期間は、要するに農作業の開始から年貢の村納めまでの九ヶ月間ということの意味しています。つまり、一ヶ月当たりでは四六七文で、文遣の錢では七・七匁に相当します。

②「国日記」宝暦五年（一七五五）二月一〇日条の「三奉行申立」

この「仮子」の証文が作成され、取り交わされた時期に、農業奉公人たちはどのような生き方をしていたのでしょうか。弘前藩は、公用日記として国許と江戸藩邸で藩庁日記を作成しています。このうち国許の日記は「国日記」等と呼ばれ、寛文元年（一六六一）から慶応三年（一八六七）まで、若干の喪失はありますが三三〇三冊が現存しています（弘前市立弘前図書館蔵）。宝暦九年の「仮子」証文が書かれたほぼ同じ時期、宝暦五年（一七五五）二月一〇日条の「三奉行申立」の第一条は、基本的には武家奉公人の確保を前提として書かれています（a、bは筆者）。

一、三奉行申立候、御郡内奉公人共之儀、a 近年在割相止候而より位付之究勝手次第第二相成、給金望方相对次第にて、b 其上近年米穀下直ニ罷成、暮方竈立仕候而も敢而不自由も無御座候間、奉公仕より勝手ニ罷成候ニ付、c 日雇ニ而賃暮を第一ニ心懸候様ニ相成、殊更御時節有福ニ成次第、別而去々年より奉公人不足ニ罷成、小身之族別而不自由仕候由、頃日ニ至、弥奉公人無御座候間、d 適々奉公人望人御座候者は人元不宜、行跡至而不埒成ル者計ニ而、給金益過分望方ニ而、縦へ召抱候上ニ而も我儘・氣随之勤方ニ而御家中・町・在方迄、奉公人之風儀至而墮落ニ罷成、e 是を制度仕候者無御座候故、欠落・取迎等仕、或は病氣・不調法等御座候而も兼而取捨ニ而奉公相極候故、主人難儀ニ及候、此節別而此儀御沙汰有之、奉公人之御々相立様仕度旨、

頃日御家中ニ而風説仕候由、此義尤至極之事と奉存候、惣而前々より於御国々方無御座被差置候ものハ奉公人之取扱ニ御座候間、此度沙汰仕存申上候、如何可被仰付哉、

（以下、三条略）

これによると、a 以前は、「在割」といって村方に人数を強制的に割り当てて武家奉公人を確保していたが、現在ではそれをやめ、雇用する側と雇用される人間の相対で契約をする。b では、近年は米穀「下直」、米価が安価となっていて、武家奉公人となるのではなく、百姓として本家から分家をする。この地域では分家のことを竈立（かまどだて）と言います。食に困らないので武家奉公人のような気詰まりな職を選ぶことはない。むしろ、c 日雇によって賃金を稼ぎ生活することを第一としている。米価は安く、労賃は高いので「有福」に暮らしている。さらに「去々年」、つまり宝暦三年（一七五三）には、一層そうした状況は進み奉公人不足になった。d だから、現在、奉公人を雇うのは非常に難しい。たまたま奉公人を希望する者があっても、身元が不確かな上、素行も良くない。その上、給金を高望みする。仮に雇ったとしても、これが一つのタームとして面白いのですけれども、「我儘・氣随之勤方」しかししないと云います。「氣随」（きずい）というのは、気ままなことです。わがままで気ままな奉公人しか雇えない。その上、e それを咎める者もないと言います。

このなかに、「取捨ニ而奉公相極候故」という表現が出てきます。この「取捨」（とりこしらえ）というのは証文のことです。「取捨」の証文とは、例えば印形だけ押ししてあるが家名も借主も書いていな

いような白紙手形に、それらを勝手に書き入れた証文のことです。ここでは、むしろいいかげんな証文を取り交わすということを行っていると思われる。ですから、親などの自己都合の引き取りである「取迎」（とりむかえ）や、奉公人の契約期間満了前の失踪である「欠落」、そうした意図的な契約放棄だけでなく不可抗力での奉公途中での何らかの理由による脱落には「人代」（ひとしろ）、つまり代人を立てることが定められていても、実際には履行されなかったと考えられます。確かに、この「三奉行申立」は武家奉公人の確保が主眼ですが、dで「縦へ召抱候上二而も我儘・氣随之勤方ニ而御家中・町・在方迄、奉公人之風儀、至而墮落ニ罷成」と言っているのが、町や農村の奉公人も同じ状況と考えることができます。

同じことは、ほぼ同時期に成立したと考えられる「津軽農書案山子物語」（『日本農書全集』三六、農文協、一九九四年）にも出てきます。この「案山子物語」には、「高無・日雇の事」という項目があります。「高無」（たかなし）は、大体一〇石以下で本来は労役の義務を持たない小百姓です。夫役高がないので「高無」という言い方をします。土地を持たないという意味ではありません。ですので、これは小作人ではなく、自己の保有地のみでは生活できないで、地主などの奉公人となって不足分を補完する小百姓や、まったく土地をもたない完全日雇い奉公人のことを対象とした内容です。ここでも武家奉公人同様に、aより高い給銭を求め、b辛い農作業は手を抜き、c食事等が気に食わなければ待遇の悪さを言い触らすなど身のほどをわきまえない所業であるとしています。つまり、雇用者が武家あるいは百姓であれ、奉公人たちはまさに「我儘・氣随之勤

方」をしていたことになります。

宝暦・天明期は、佐々木先生のご指摘では、幕末・維新时期への起点とされています。この時期のあり方を考えますと、ここに出てくる奉公人たちは、確かに村と村、地域と地域、村と町、町と町の交流関係のなかで奉公人として生きていましたが、その労働環境では給銭は高く、一方米価は低廉です。雇用する側からは「我儘・氣随之勤方」と非難はされますが、奉公人からすれば、より条件の良い奉公先を自由に選択できたこととなります。それでは、それが可能だった背景について考えていきたいと思います。

一、低迷する米価、高騰する給銭

（一）「日暮之竈立」層の成立―経営維持のための分家―
分家、すなわち「竈立」はなぜ起こってきたのでしょうか。表1で一八世紀には分家がどのように統制されていたかを見ていきます。最初に取り上げるのは享保一年（一七二六）の統制令です。ここでは、百姓の子・兄弟が分別なく分家するので、それに伴う分地によって経営規模が縮小する。結果、十分な耕地面積をもたない小百姓が増加し、家内労働力も分離されるので耕作にも手が回らない。分出された分家は、当然ながら、それほど多くの土地などを分与されるわけではありませんから、経営を成り立たせるには不十分な土地しか所持しない。だから、分家は自分の土地をまず耕しますが、近世前期の分家・分地では、不足する耕地面積を補うために本家との間に小作関係を持ち、また、狭い耕地の耕作には余剰となる労働力として次・三男などを本家の奉公人として出すという形で捉えら

れています。

けれども、享保一二年（一七二六）年以降の統制令を見ていくと事情が異なっていることに気づきます。第三条では、分家は、大借家になって、本家との間のみに小作関係を持つのではなく、「日暮之竈立」として生活しています。ここでは、本家との間に小作関係や奉公人としての雇用関係を持つのではなくて、高賃金を望んでより有利な条件を示した雇用主と賃労働関係を結んでいます。そうした流動的な雇用関係が成立していたのです。つまり、農業経営と農業労働力のあり方全体に変化が出てきます。そのなかでは、分家から出される労働力は小営業・小商売等流れて農業にだけ回帰するのではなくなっていること、また農業に回帰してきても本家との間の人的な関係には束縛されない、より賃金など条件の良い奉公を選択して行くこととなります。当然ながら、農業に関わる労働力全体は減り、しかも偏重が起ってきます。地主でもある本家は、十分な労働力を雇用できなければ耕作できない農地を抱え込むこととなります。また分家も農業に投下する労働力を他に振り分けることとなります。また分家も農業に投下する労働力を他に振り分けることとなります。また分家も農業に投下する労働力を他に振り分けることとなりました。また分家も農業に投下する労働力を他に振り分けることとなりました。また分家も農業に投下する労働力を他に振り分けることとなりました。

(二) 庄屋・大庄屋・代官の現実認識

それでは、この時期、農民支配の末端でもあった村役人や地方支配機構の要でもある代官は、この現実をどう考えていたのでしょうか。分家から放出されてくる余剰の労働力の典型が農業奉公人としての「仮子」です。ここでは、前述の下相野の盛家の文書から検討

していきます。盛家は地主で酒造業も営み、宝暦四年（一七五四）に郷土となり、翌年、下相野も含む木造組の大庄屋となります。同家の史料から表2として宝暦四年（一六五四）一月に代官から庄屋に宛てた「被仰渡覚」、それから五年後の宝暦九年（一七五九）年一月一七日に代官から大庄屋に宛てた「覚」を対照させます。五年間の差があり、この間は宝暦改革の直前と最中に当たります。代官から庄屋に宛てたⅠ「被仰渡覚」は、二八ヶ条からなっていて内容は多岐に亘り非常に細かい。それに対して、代官から大庄屋に宛てたⅡ「覚」は一ヶ条だけです。では、ⅠとⅡを比較するとどうでしょうか。Ⅰは、庄屋以下、百姓・「高無」、つまり、庄屋以下、農民一般の統制に力点を置いています。これに対して、Ⅱの最大の眼目は大庄屋が実際の農耕過程をいかに把握し確認するべきなのかという点にあります。

例えば、代官から庄屋に宛てたⅠでは、二八ヶ条のうち第一条にしか耕作専念義務の規定がありません。これに対して、Ⅱでは一ヶ条のうち、第一条から第六条、それから第九条の七ヶ条が農耕過程を確認して、それを、代官にいかん報告するかということ徹底させる内容です。そのほかは、第七条が奉公人給金の抑制、第八条が風俗統制、第一〇条が伊勢参りの禁止、そして第一条が村方での博奕の取り締まりです。この風俗統制を比較してみると、庄屋に宛てられたⅠは詳細で、第一五条から第二六条まで、髪の色や元結、服装は素材となる木綿・麻などの繊維にまで立ち至って細かく指示されています。大庄屋に宛てたⅡでは、そうした具体的な詳細な指示ではなく、「百生之本意」を守らせることが示されるのみです。

このほかⅠとⅡが重複するのは、村方での博奕の禁止（Ⅰの第八条・Ⅱの第一条）、それと在方奉公人不足による給銭の高騰と抑制（Ⅰの第一条とⅡの第七条）になります。つまり、こうしてみると、農耕過程の手順の掌握というのは、最終的には大庄屋の職務だと考えられます。つまり、「百生之本意」に百姓や「高無」を回帰させることは大庄屋の責務ですが、実際に村にあって具体的な統制にあたるのは庄屋と言うことになります。

表3は、盛家の「御用留」から宝暦九年（一七五九）一〇月に大庄屋から代官への願いあるいは許容を求めた六ヶ条の「覚」と、同月付の代官から大庄屋への返答となる前書と一九ヶ条の「覚」です。前者を α 、後者を β としています。代官から大庄屋に出した六ヶ条の「覚」は、内容的にはAからDにまとめられます。ただし、今回のお話しと関わるのは、分家と奉公人の給銭ですのでそれに限ることとします。

代官から大庄屋に示した β のうち、分家に関するのは第二条から第四条で、表のa1からa3です。とくに第二条のa1は分家と奉公人給銭の高騰・耕作不手入れの關係に言及しています。代官は、村方が直面している現実を、奉公人の不足によって給銭が高騰し、雇用が難しくなっているために、結果として耕作が疎かになっていると把握しています。そして、その原因を何に求めたかということ、近年の米の「下直」、米価が安いということ、手間賃の上昇に求めます。十分な土地を与えられず分家しても生活できる。だから、農業以外の働きによる分家がさらに起こる。結果、農耕に身は一層入らないというのです。前提の一つに、結果として起こっている賃

金高騰を置いていますから、これは循環論法になっています。代官の現状把握は現象の認識にとどまり、なぜこうなるのかという本質的な理解はされていない。ただ、代官は現状を特徴づける三つのファクターと関連は捉えています。それは、米が「下直」であること、「竈立」＝分家が行われ、それらと給銭の高騰が結びついていることです。しかし、「米下直」は享保の改革以降の全国規模の問題であって、当然、一つの藩が対応できるものではない。ですから、現実の対策は表1に見られる分家制限と給銭の高騰への対処になります。

では、分家は誰が主体となって行われるのか。つまり、分家として出て行く方が主体なのか、分家として本家から追い出す方が主体なのかです。表1の「国日記」享保一年（一七二六）三月一日の「覚」の第一条の原文では、「猥ニ其親本を引取、竈立」すると表現されています。つまり、勝手に親元を離れて分家するということが問題ですが、第三条では分家によって「只今迄相定候家業無之、小家を造り、或は借宅」して「日暮之竈立」になるとしています。分家といっても、新たな農業の経営体としてではなく、とくに定まった「家業」を持たずに賃稼ぎとしてその日を送ることにあります。この「猥ニ其親本を引取竈立」という表現は、あたかも次・三男層が主体となって家を離れることを想起します。しかし、農業経営として分家させるならその経営拠点としての家屋や労働手段としての農具などが分与されなければなりません。「小家」を作り、また「借宅」となると、そうした分与はないことになります。

分家には分地を許した百姓経営、つまり本家の経営の了解のもと、

耕地だけでなく農業経営の拠点となる家屋敷が必要です。ところが、ここでは「小家」・「借宅」といった農業生産の拠点とはなり得ない居住の場が記されます。これは次・三男層が拠点を得て引き取るだけではなく、引き取らせること、すなわち戸主（親）が次・三男、戸主の弟などの余剰の家内労働力を農業経営以外の生業・生活を営む分家として放出した可能性がでてきます。「猥ニ其親本を引取、竈立」の「引取」とは、引き取り、ではなく「引き取らせ」の意味も含まれてくるのです。とくに、一八世紀中期にいたって米価安の状態が恒常化していくとどういうことになるのか。この地域は米作単作地帯で、ほかに有力な商業的な作物を持ちません。もっとも有力な商品は米なのです。百姓はまず年貢米を上納することになります。手元に残った米は食料となるだけでなく、それを売却して非自給物資の購入や奉公人の雇用にあてることとなります。しかし、米価が安ければ、それは十分なものにはなりません。つまり、経営自体が縮小することになります。この状況で経営の維持を図れば、経営の縮小にもなって余剰となり、しかも扶養の対象でもある家内労働力を切り捨て行かざるを得ません。

表3の宝暦九年（一七五九）一〇月に、代官が大庄屋に示した「覚」の第三条（ $\beta a 2$ ）の原文では、「一、百姓之兄弟望共、四拾歳以下之者新竈立致間敷候、夫共ニ不得止事子細有之か、或ハ身代及困窮ニ妻子離散致候儀も有之候間、無扨新竈相立候者ハ詮儀之上、其訳代官・大庄屋吟味之上可申付候、」とあり、四〇歳以下の者で「新竈」を立てるのは身代が困窮し妻子離散の境遇にある者であって、けっして分家・分地した結果としてそうした離散の境遇に陥っ

ているのではないことがわかります。つまり、本家の経営内では生活を維持できないが、一旦分家してしまえば米価は安く、「日暮之竈立」が可能で。しかし、本家は家内労働力であった次・三男とその家族（擬制的存在も含め）を放出してしまえば、その失われた労働力の補完を奉公人の雇用か、あるいは新たな小作関係の設定で図るしかない。この場合、それを十分に補完する奉公人の雇用は高騰する給銭によっては困難です。また小作関係の設定は、確かに小作人に経営のすべての責任が転嫁されるので耕地管理や労働管理からは解放されます。けれども、当然、そこから上がる小作料は、小作取り分がある以上、当該小作地からのすべての収益ではありませぬ。いずれにせよ、経営を縮小するために分家という方法をとらざるを得なかった弱小な本家の経営は一層困窮していくこととなります。

（三）「商品」化する労働力としての「飯子」

—賃労働者化する農業奉公人—

しかし、一部の上層農はそうした没落していく経営を吸収して所持地を広げ、より多くの奉公人の雇用と小作地の展開によって大高持化していきます。「国日記」元文二年（一七三七）八月一九日条の「郡奉行申立」では田舎館組東光寺村（南津軽郡田舎館村）で先庄屋孫右衛門が「勤方不宜」として改替され、新たに佐兵衛が任命されています。この時、佐兵衛の持高は田高一八石八斗四升八合・畑高一石六斗六升八合、小役米四斗二升七合と高懸銀二一匁三分六厘を上納し、庄屋として小役米・高懸銀が差引となり、切米三斗八

一〇俵が給与され境堰奉行を兼任、帯刀を許されました。同家は中村を名乗り、安永六年（一七七七）には米総収入一八六九俵二升五合、その内訳は立増米（小作米）一二三三俵三斗三升七合・手作利米二五二俵一升二合・増米取二四俵一斗一升一合・年賦返済米一七一俵一斗九升、貸方利米六五俵七升五合・御家中貸利息米三三俵二斗などとなって、田舎館組の大庄屋を務めるまでになります。中村家の経営は、家族などの家内労働と「仮子」を主とする雇用労働力による「手作」部分と、総数が五七名からなる小作部分から成り立ちます。元文二年（一七三七）の三代佐兵衛から安永六年（一七七七）の四代佐兵衛までの四〇年間に、どのように中村家が経営規模を拡大したのかを明確に物語ります。

新たな地主層として村落支配層を形成した中村家四代喜時は農業経営と生産に対する知識を集積し、文字化し記録します。それが農書「耕作晰」（『日本農書全集』一、農文協、一九七七年）です。こうした中村家の経営のあり方から同書では第二一と第二二「仕附」で農家経営のあり方を論じ、「先家主たる者は子弟・奴僕・日雇の者を取廻し使ふに在り」と、いかに性格の異なる労働力を使いこなすかという「人使」を説いています。中村家に雇用された「仮子」や多数の小作人の存在と不可分の関係です。この地域の農書をみると、一七世紀末には元禄八年（一六九五）飢饉の教訓から寒冷地農業における作業過程の遵守の重要性を経験論としてまとめた「耕作口伝書」（『日本農書全集』一八、農山漁村文化協会、一九八三年）が書かれ、一八世紀前期に農村の中で奉公人の雇用のあり方に変化が起こると、農民内部から労働管理への関心を払うようになった

「百姓物語」（『青森県史』資料編近世3、二〇〇六年）が享保一六年（一七三二）に書かれ、そしてそれらを技術論・経営論として大成する形で一八世紀後期に「耕作晰」または「津軽農書案山子物語」へ展開しています。つまり経営において、技術だけでなく、人事管理が大きな意味をもつようになったのが一八世紀だということになります。

二、「我儘・気随之勤方」の行き先

——束縛された時間と空間からの解放——

（一）社会問題化する「松前持」

以前は、家内労働力としてそのすべてが一つの経営のなかに統合されていましたが、「米下直」のもとで経営が行き詰まると家内労働力の一部は分家として放出されます。近世前期ではそれは奉公人などの形を取ることで本家の労働力を補充していました。しかし、一八世紀には商品経済の浸透に対応する「日暮之籠立」となる者が生まれ、本家の経営は十分な労働力の確保が難しくなり高給金による奉公人雇用によって一層困難な経営状況が生まれてきました。一方、奉公人には「米下直」という状況は有利に働きます。米価が安いため食糧の確保は安定的であり、また農業労働力の枯渇現象から奉公人賃金は急速に上昇したからです。もちろん、それはインフレ状態を意味しますから、米以外の品物の価格も上昇しています。しかし、相対的には安定した生活が送れることになりました。ここではより高賃金を求めて雇用主を選択することが日常化します。労働力の流動化が加速され、「米下直」のもと、高騰する賃金を得

た小百姓や「仮子」は一定の経済的余裕を獲得することになります。その現れが、この時期の度々の風俗統制の発令です。

先に取り上げた「我儘・氣随之勤方」ということ、これは「日暮之竈立」となった者が、より好条件の労働環境を求めて職を転々とすることになるかと思えます。それは高給金の追求と言うことでもあり、より良い労働条件の選択と言うことにもなります。言葉を換えて言えば、「我儘・氣随之勤方」とは、自己裁量による束縛された時間と空間からの「解放」ということでもあります。ここではそのことを、この時期に社会問題化してくる「松前拵」（まつまえかせぎ）に見ていきたいと思えます。「松前拵」は松前・蝦夷地で場所と呼ばれた漁場での漁や、粕作りなど漁業労働を言いますが、中には都市的発展をした江差やとくに開港された箱館などでの労働も含みます。

「国日記」宝暦三年（一七五三）六月一五日条の「勘定奉行申立」によると、野内村（青森市）の清兵衛船一艘が鳴川村惣左衛門（鳴川・北海道七飯町か）を雇船頭として、二月に松前への「鯡取雇」七人を乗せ出航しました。途中、平館湊に寄港、津軽半島海岸部をさす「上磯辺」で「鯡取手間之者」一六人がさらに乗り込み、総勢二三人となった。運が悪いことに強風のため奥尻島まで流されて難破し、「鯡取雇」全員が水死する海難事件となりました。松前への「鯡取雇」＝狭義の「松前拵」がどのように渡海していったのかわかりませんが、こうした「松前拵」は、領内で払底する「仮子・奉公人」とはどのような関係にあるのでしょうか。

「国日記」宝暦九年（一七五九）一月二〇日条の「諸組代官申立」

では、前文で諸組の代官らは「仮子・奉公人」の払底の原因を「松前拵」との関わりに求めています。要約すると、a 一月中には、奉公人となるべき「男女」ともに、「松前拵」の準備と称して親元にいる。こうした者たちは、一・二年も豊作ならば、「年々村郷惣助成を以渡世仕候儀は取失、自己之働にて往々世過相成候様相心得」と凶作の年に村の助けを得てようやく生活できたことを忘れる。つまり、村を離れて賃金稼ぎにいそしむと言うことです。b まれに「仮子・奉公人」となる者があっても高額の給金を望むので、百姓は来年の労働力確保ができず農作業が遅滞する。これは、表2のII宝暦九年（一七五九）一月一七日の代官から大庄屋に宛てた「覚」の第七条にも同様の記述があります。

「松前拵」はなぜ起こるのか。実は、はじめからこのように全領に展開していたわけではありません。「諸組代官申立」の第二条では、「一、外浜不限、両浜・金木組辺は松前并他所江其向々之手業を以罷出稼渡世相送り候者共江一統稠敷御差止候儀ニ而は、且御国之御益ニも不相成候、併耕作方働致候器量之男女は他所江罷出候儀堅御差止被仰付度奉存候、」となっています。「外浜」は陸奥湾沿岸地帯、「両浜」はさらに日本海岸沿岸地帯を加えた表現、「金木組」は津軽半島中心に位置する津軽山地の西側一帯の台地上に位置する主として山林地帯を指します。これらは松前などに各人の技能に応じて「出稼」ぎして生活を営む場所であり、それを禁止することは「国益」にならないとしています。農業労働に長けた者を除き、松前はかへの他領稼ぎは許されていたことになります。「国日記」宝暦一〇年（一七六〇）十一月二〇日条の「九浦奉行江廻状」でも、「例

年御領分之者、春松前江致渡海候儀差留申付候、明年は巡見使御用に付、人夫も入増可申候間、稠敷渡海差留申付候、尤両浜并海辺にて外家業も無之、年々松前江罷越家内致相統候者も、其支配頭にて急度相改、無拠者は罷越致渡世候様に、其外弘前・在町より罷越候者も有之由相聞得候間、急度遂吟味不致渡海候様、此旨可被申候」とされています。明年は幕府の巡見使への対応として領内の者が松前に渡海することを禁じます、ここでも「両浜并海辺にて外家業も無之」く、「家内」を「相統」させるための「松前持」は認められています。

生産環境の諸条件などから、労働力が一つの藩のなかに留まらず、他領へ移動することを前提として成り立つ地域が存在していたのです。山村や漁村、海岸部町場などは、他領への出稼ぎ自体が生業の一部となって成立しており、他止めの対象とはできないことが藩によって了解されています。つまり、他領稼ぎは貧窮化の結果ではなく、むしろ先行してそれを含めて成り立つ生業を営む地域があり、本来的に労働力は藩領を超えるものであったと言うことです。そして、問題は「国日記」宝暦一〇年（一七六〇）十一月二〇日条の「丸浦奉行江廻状」の、他領稼ぎが許された山村や漁村、海岸部町場など以外の地域、つまり稲作地帯である内陸部からそれに引きつけられて松前への渡海が行われていることにあります。しかし、これまで見てきたように内陸稲作地帯の農業奉公人である「飯子」の給銭は高騰していたはずで、にもかかわらず、なぜ内陸からの他領稼ぎは盛行し、さらに給銭の高騰・労働力不足に拍車を掛け、藩による差し止めの対象になるまで、とくに「松前持」として行われ

たのでしょうか。

(二)なぜ、「松前持」なのか―秋田沼田村左之助一件―

その手がかりは、「国日記」安永二年（一七七三）六月一日条の「赤石組代官申立」の秋田領沼田村（秋田県八峰町）次兵衛三男の左之助、三四歳に関わる一件です。これは、秋田藩との交渉なども含めて長文の記録なのでかいつまんで説明します。六月一日の早朝、舞戸領田浦村（西津軽郡鯉ヶ沢町）で、水汲みに来た女性が怪我人を見つけます。早速、手当を受けますが、それが左之助です。左之助は、同年二月に小泊（北津軽郡中泊町）から松前渡海しました。稼ぎを終え六月八日に松前から弘前藩領十三（五所川原市）に戻りました。この時、弘前藩領の赤石村（西津軽郡鯉ヶ沢町）左次兵衛子の半次郎あるいは丹次郎と同道で、十三からの帰道、音平で仮眠中に打擲されて所持の銭と荷物を盗られました。「国日記」安永二年（一七七三）七月九日条の「三奉行申出」と本人からの聴取である「秋田沼田町左之助御詮儀之趣」では、盗品は銭七貫文と「古阿つし」三枚、「短拾」一枚、「浅黄地ぼん」一枚、「古股引」二足などです。松前からの帰り荷は、基本的に衣類と銭だけという身一つで渡海して漁場で労働に従事し、労賃を得て帰郷するという実態が浮かび上がります。

その後の調べで、同道し深手を負わせたのは赤石村高無惣右衛門子の丹次郎でした。また、a秋田領から弘前領への入領は関所のある大間越宿十五郎から入切手を手に入れ、出領する際に小泊村の間屋に渡しています。左之助は大間越には六人が入り、入切手の経費

として一人四五文を支払ったとしています。この六人全員が沼田村出身かは不明ですが、少人数のグループで「松前拵」を目指しました。b「松前拵」の給銭ですが、これを一二貫文としています。支出では一貫八〇〇文を役銭として松前藩におそらく前納の形で上納しています。船賃などに四貫三〇〇文かかり、現在は七貫文を所持（盗んだ丹治郎は四貫文と主張）していたと言います。この一二貫文という額ですが、犯人の丹治郎も自身も一二貫文を稼ぐが、稼ぎ先で浪費してしまい文無しであると申し立てていますので、この時期の「松前拵」の稼ぎ高としては一般的と考えられます。

給銭は一二貫文として、これを安永二年（一七七三）二月から六月までの六ヶ月間（同年には閏三月があります）で稼いだことになります。一ヶ月に二貫文宛です。前述の宝暦九年（一七五九）三月八日の相野村弥四郎の子源四郎を「仮子」とする三国屋伊兵衛・甚兵衛あて「仮子証文」では、雇用期間九ヶ月で給銭は錢七〇匁、つまり四貫二〇〇文でした。証文上、「仮子」給銭は契約とともに九割方支払われるとされています、厳密には雇用期間終了時に必要経費を差し引くことが考えられるので、実質取り分は正確にはわかりません。額面で比較すると「松前拵」は「仮子」に対して、雇用期間には三分の二で稼ぎ高は二・九倍であったこととなります。また、諸払いを差し引いた所持分は七貫文です。額面の「仮子」給銭に比較しても一・六倍稼げるわけです。なお、広田組湊村（五所川原市）の庄屋・代官手代を務めた平山家の家記『平山日記』の安永四年（一七七五）の「仮子」給銭は八〇匁、同六年（七六）は七〇匁ですので、宝暦九年（一七五九）とはほぼ同じ状況です。つまり、一

八世紀中期に、本来は禁じられている稲作地帯から海峡を渡って松前に行って稼ごうかという人間が増えてくるのは、雇用期間に比して高額な給銭が得られるからであるのは明らかです。この段階では、大体前年の一月ごろに松前などから雇用の仲介人が弘前藩領に渡り雇用契約をします。「国日記」宝暦九年（一七五九）一月二〇日条には、「松前江鯰漁江罷越候由にて男女共銘々親元江当分罷有候」とあって、一月下旬、藩にとってみれば本来は「仮子・奉公人」となるべき男女が「松前拵」としての契約を済ませ、二月に控えた出船までの時間を親元で過ごしている様子がうかがわれます。また、さきに見た「国日記」宝暦三年（一七五三）六月一日日条の「勘定奉行申立」の「鯰取雇」全員が死亡した野内村の清兵衛船の難破が二月であったのもそうしたことからなのです。

三、流動化する社会と日常からの「解放」——余暇への希求と流入者の足跡——

（一）余暇の獲得——増加する「休日」——
視点を变えてこの「松前拵」を考えてみましょう。幕末にかけて「松前拵」は一層盛んとなり、弘前藩では農業労働力だけでなく、海岸防備のための人員確保のためにも「松前拵」を厳しく制限します。そのなかで、「松前拵」が社会的にも悪影響を及ぼすとして風俗統制の観点からも取り締まりを強化します。「国日記」嘉永三年（一八五〇）十一月八日条の「勘定奉行申出」では、「松前拵」として赴いた「丁壮之者」が「博奕・酒色ニ遣尽、折角骨折儲ケ候も一時ニ空敷」して「帰村之節は手振ニ而何之一助ニも不相成」る状

態となり、帰村して「懶惰之体」を父兄に嘆かれ、その影響は「質朴之者」にも自然に押し移って「風俗」を乱す基になると言うのです。つまり、「松前持」が渡った「向地」は「博奕・酒色」に溺れることの多い、奢侈をもっぱらとする土地として認識されています。事実、沼田村左之助を襲った赤石村丹治郎は、同様に彼も一二貫文を稼ぎましたが、使い果たして帰ってきました。安永二年（一七七三）時点でも、酒色や博奕に溺れてすべてを失う者はいたのです。それは言葉を換えれば、松前・蝦夷地は権力による「風俗」統制が及ばない、その意味で近世的な道徳観からは肯定されないものの、相対的に自由であり、その限りではあるが自己解放されうる可能性を持った土地ということになるでしょう。

しかし、酒色（食）や博奕は弘前藩領の村方の生活にも当然にありました。表2のⅠの宝暦四年（一七五四）一月の代官から庄屋に宛てた「被仰渡覚」の第五条では、「脛巾ぬき」（はばきぬぎ）の酒宴が禁じられています。「脛巾ぬき」は、遠方への旅行から無事に帰ってきた時の祝宴です。第九条には庄屋などが正月に百姓の家を巡って酒を強要することをあげています。それから、第一条で庄屋や家主が在町で酒食すること、第二条では年貢上納の際に端米を売り払って酒食するというようなことが書かれています。これに対して博奕については、表2のⅠの第八条の原文は「例年正月より彼岸迄、村々ニ而老若共博奕有之由、縦恣文之取遣ニても堅無用」とされています。表2のⅡの代官から大庄屋に宛てた宝暦九年（一七五九）年一月一七日の代官から大庄屋に宛てた「覚」の第一条の原文は「一、博奕之儀、中古諸方は相止候処、近頃在方正月出合

之もて遊ニ相勤、夫より不断は寄合候様相聞得候儀、庄屋・五人組遂吟味、博奕宿致候者無之様、万一押隠、右徒者有之候而は急度可被仰付候、此旨人別嚴敷申渡候様被仰付候、不洩様可被申付候」となっています。

Ⅰには村方では正月から彼岸の間、多くの者が博奕を打っていること、Ⅱには最近の風潮として村方では正月の「出合」＝交際に、また通常は寄り合って博奕に興ずると記されます。津軽地方では積雪期の正月から彼岸までの間、「重立」の百姓には雪上の肥料運搬、縄・俵・葎などの準備がありますが、「飯子」などはこの期間は雇用されています。実質的に両者ともに農閑期で、事実上の余暇となるわけです。村内での博奕の盛行の時期は、日常の生産活動とは異なる正月から彼岸までの時間に照合します。正月を迎え、基本的に同じ時間のなかに生活と生産を営む百姓以下が一斉に農作業からの「解放」を意識します。しかし、他に娯楽がほとんどないこともあり、また「米下直」による経営の行き詰まりと没落という生活の不安と焦燥からの逃避として射倖性に富む博奕が行われていたと考えられます。

ただ、このⅠ宝暦四年（一七五四）一月の代官から庄屋に宛てた「被仰渡覚」と、Ⅱ宝暦九年（一七五九）年一月一七日の代官から大庄屋に宛てた「覚」を比較すると、酒食と博奕では違った捉えられ方をしていることに気がきます。酒食は、庄屋や「重立」層、地主たちが、正月や年貢上納の際に自らの支出ではなく百姓以下に強要して酒を出させ、年貢収納を免れた米穀の一部を流用して行うものです。つまり、自らの権力を恣意的に用いての非日常的な行為で

す。これに対して、博奕は百姓以下が、正月から彼岸までの農閑期の余暇の一部に自らの負担のもとに行っているのです。博奕は生活と生産を営む百姓以下が一斉に農作業からの解放を意識して行うものであり、その流行は、基本的に、そうした農作業からの解放、余暇をどうやって求めていくかということにつながってきます。

余暇の獲得、束縛された時間からの解放は、具体的には「休日」の増加とすることに求められます。このことについては古川貞夫氏の『増補村の遊び日自治の源流を探る』（農文協、二〇〇三年）が先駆的な研究成果としてあります。ここでは、近世農村の休日や労働休養日としての「休み日」と、神事祭祀のための「遊び日」に分類しています。祭祀型遊び日は祝祭化されるほど、実際には休み日として認識されるより長時間の労働からの解放が前提となる。つまり、祭祀のための準備が必要となります。一方、労働休養型休日は純然たる労働休養のための休日です。古川氏は休日や村との関連において捉え、とくにその増大に若者組の関わりが大きいことを指摘されています。この研究成果に学びつつ考えていくこととしますが、弘前藩の定休日は享保一三年（一七二八）に定められた年間三十一日です。これに対して安永五年（一七七六）にまとめられた農書『耕作術』で休日とされるのは四一日です。

表4は、寛政期の城下弘前の祭祀と定休日の一覧です。これによると、i 休日数は三一日間から四一日間と一〇日間増加しています。ii 長期に増加した休日は正月と盆で、a 正月休みは安永五年（一七七六）には一三日間で、享保一三年（一七二八）と比較すると一六日から二〇日までの五日間の休日がなく、この分とさらに一日が加

算され長期化しています。b 盆休みは安永五年（一七七六）には七日間で、享保一三年（一七二八）と比較すると四日間の増加です。天明末年の『奥民図彙』（『日本農書全集』一、農文協、一九七七年）では、弘前では相撲や獅子踊り、夜には盆踊りがあります。しかも「此戯弘前ノミナラス、郡中尽クカクノコトシ」とあり全領で

実質的な休日であった可能性があります。c 祭事・信仰との関わりで、安永五年（一七七六）には八月一日が休日とされています。豊穰を祈念する岩木山登拝儀礼の日で、その信仰の広がりのなかで休日化したものでしょう。d 『奥民図彙』では、七月一日から六日夜まで毎夜、「ねむた」祭りが行われ「町在トモ」灯籠を作り笛・太鼓で囃し立て運行します。『耕作術』では休日化はしていませんが、祭祀としての広まりから実質的な休日であった可能性もあります。

iii このほか、休日は「田打仕廻」「田植仕廻」「稲村納（年貢村納）」と労働ピーク後に一日ずつ増加しています。

ii は祭祀型遊び日、iii は労働休養型休日で、そのいずれかの形をとって休日が増加したのではなく、その二つが重なり合って一〇日間の休日の増加を獲得しています。祭祀型遊び日は盆と正月への集中と増加が特徴ですが、労働休養型休日は労働ピークに伴う骨休め、耕作状況により設定されるため不定です。各村、さらには協業を行う集団によって仕廻日は異なるからです。盆や正月といった不特定多数の集団に共有される余暇の享受とは異なり、必要最小限の増加にとどまります。「定休日」を起点として、各経営における労働ピーク後の休養の時間を増加させ、その上に祝祭など村落レベルでの共通の儀礼行為や慣行に合わせて休日の移動や長期化を図り、祝祭

や遊興の時間を獲得していったと考えられます。一八世紀には地主経営は一村を超えて展開しており、たんに村の論理だけで休日を設定することはできません。労働休養型休日は村ではなく、地主経営の論理から設定されることとなります。それを中村家で見れば、『耕作晰』のなかに現れた藩の規定を超えた四一日間の定休日の設定と言ふことなのです。

(二) 我が儘な休日―境塚村騒動一件―

それでは、休日をどうやって増加させていくのか。とくに「我儘・氣随之勤方」とされる奉公人たちはどのように休日を確保しようとしたのでしょうか。表2の「宝暦四年（一七五四）一月の「被仰渡覚」の第七条の原文では、「一、休日之儀、兼而被仰付候御定之外無用、右御定不知庄屋共ハ書付持参、村中へ改而可申付候、以来不相用者有之候ハ、申立之上越度可申付候、」と、「御定之外」の「休日」を禁止しています。しかし、村レベルで規定外の「休日」を厳しく禁じたと言ふことは、逆にこの時期にはそうした「御定」以外の休日が度々行われていたからに他なりません。ここで村レベルと言っているのは、村方の支配機構上、そうした表現となっていると側面があります。なぜならば、まさに『耕作晰』でみたように労働休養型の休日は一村を超える地主経営独自の農耕手順の中に設定されますが、その場合でも規制は法的には地主ではなく村ごととせざるを得ないからです。規定外の休日の実現には、時として集団による強制力の行使が伴いました。それが宝暦四年（一七五四）の境塚村騒動一件です。境関村（弘前市）は堀越組に属し、津

軽平野南部に位置します。宝暦四年（一七五四）一月の「被仰渡覚」の第七条は、村落レベルで公然化する「御定之外」の「休日」を庄屋の責任で厳しく取り締まろうとしたものです。実際、「国日記」宝暦四年（一七五四）六月二日条では、境関村庄屋弥十郎が此度「休日之定を破候もの八人」を代官に訴え、「兼而之申付を能相守候段、神妙之至」として米五〇俵が褒美として与えられました。

この一件に絡んだのは表5の二人ですが、境関村次郎助家来助四郎ら八人は「国日記」宝暦四年（一七五四）七月二三日条の「御徒目付申渡之覚」に処分が記されます。「家来」は「仮子」と同義、ないしより従属性が強い奉公人です。ここでは、「我共儀、百姓休日之儀、兼而急度被仰付置候処、今度御制禁を相背候付、入牢之上御詮儀被仰付候処、休足願、其上野働ニ出候人馬差留候段及白状候、徒者ニ付決而可行斬罪者共候得共、下々之儀御政事之筋合も会得不致、只今迄之風俗ニ泥候儀故、先此度は死罪一等を被宥、出牢被仰付候、以後急度御制禁之趣可相守候、」とされています。ここから彼らが「御制禁」である私的な「休足願」をしただけでなく、働きに出ようとする人馬を實力で差し止めたことがわかります。本来は「徒者」（いたづらもの）として斬罪相当ですが、「只今迄之風俗ニ泥候儀故」という情状酌量によって死罪を免れ出牢となりました。「泥」（なず）むとは、こだわるといふ意味です。つまり「只今迄之風俗」として、村方では實力を伴った休日の実現は少なからず行われており、そうしたまままでの慣習に考えなく従ったと言ふこととなります。ですから、「我儘ニ休足」する行為は、若年の奉公人などを中心とした集団を核にして、就業妨害や制裁行為

も伴って一般化していったのです。また、じきに出牢とせざるを得なかった背景には、彼らを労働力として雇用する百姓たちの経営がありました。奉公人が確保出来なければ農作業は遅滞し、生産に甚大な影響を及ぼします。助四郎らが、他の者の就業を妨害したとしても宥免せざるを得ない事情がありました。

この一件はこれだけでは済みませんでした。あと四人はどうなったのでしょうか。「国日記」宝暦四年（一七五四）年六月二十四日の「郡奉行申立」には、境関村甚四郎への尋問の結果、庄屋家来ませ・太次兵衛子卯之助・才藏家来門十郎の三人も加わって、庄屋所持の「畑物」を刈り取ったことが記されます。甚四郎ら四人は庄屋の上訴を恨み、報復行為として庄屋の持畑の作物を刈り取りました。時代は下るが、「国日記」安永三年（一七七四）八月二五日条の「郡奉行申立」による七ヶ条の「覚」のなかの第四条では「一、田畑作物盗取候者は勿論、自分〳〵意趣ヲ以、他之作物を荒し候者は、小事ニ而も御国産相拘、不軽儀ニ候間、為見懲之、急度可被仰付候、」と意趣を以て他人の畑を荒らした者は厳しく罰することが、第五条では「一、常に別勢をたのみ、徒党を企、村中を騒せ理不尽之儀有之、且媒無之縁組を致し、他之婚姻を妨、村役又は組合之異見等を不相用、我儘之者は風俗之害之条、急度可被仰付事、」と集団での「理不尽」の行為についても同様に厳しく罰することが定められています。このため、四人は厳しく罰せられました。ませと門十郎は獄死し、処刑は境関村太次兵衛家来宇（卯）之助と境関村孫兵衛子甚四郎の二人でした。「国日記」宝暦五年（一七五五）年三月一三日条では、「我儀、百姓休日御定有之処、近年猥ニ致休足候

ニ付、今度改被仰付候処、我儘ニ休足致候ニ付、庄屋より急度咎メ候処、意趣に插、御制禁を犯し、作毛蒞荒候段相聞、入牢之上御詮儀被仰付候処、庄屋持抱畑作物蒞荒候致白状、御太切之作毛蒞捨候段、甚以重罪之者ニ付、在々引廻、於村所ニ首を刎、獄門に懸る者也、」と罪状と処罰内容が記されます。引き廻しは、宇之助は弘前藩領の中央部の津軽平野の中心部を廻って境関村に戻り同村で処刑されました。甚四郎は、岩木山麓を北から西に廻り日本海岸に出て赤石村で処刑されました。

この二つのルートは弘前藩領の稲作優勢地帯をほぼ網羅します。甚四郎は、居住地とは隔たった赤石村で処刑されました。赤石村は、あるいは甚四郎の出生地だったかもしれないかもしれませんが、結果として広く引き廻されたことで、領内在方全体への見せしめともなりました。この処刑のために領内を引き廻した際には、前述の「猥ニ休足」を願ひ、罰せられた報復として作毛を刈り荒したことによって獄門に処せられる経緯を記した旗を掲げていました。「猥ニ休足」を要求し、私的な制裁行為に及ぶことは権力と権威への実力による反抗に他ならないことを領民に知らしめたと考えられます。しかし、『耕作断』では、取り締まりの中核にあった大庄屋が自らの経営のなかで、安永期には奉公人に藩の規定を超過した日数の休日をお認めています。奉公人たちの「猥ニ休足」を要求することは、なお「風俗」として慣習化しており、束縛された時間のなかから余暇を勝ち取る試みはやむことなく続いていたことの証拠であり、結果でもありません。それだからこそ、「国日記」安永三年（一七七四）八月二五日条の「郡奉行申立」による七ヶ条の「覚」は実力による要求と制裁

行為を厳しく取り締まることとなっていたと考えられます。

おわりに―飢饉 隣り合わせのリスク―

一八世紀とはどのような時代であったのかを見てきました。グラフ1は『平山日記』と同家の「耕作伝年々始終日記」によって、同家の「仮子給代」と米価の変動を対比したものです。「仮子給代」は変動が著しいものの全体として上昇傾向にあり、米価はほぼ一定です。「仮子給代」の高騰の第1ピークは天明五年（一七八五）（享和三年（一八〇三）で、一貫して上昇しています。米価は、寛政後半〜享和期にはほぼ平均した米価となっています。つまり、「仮子」を雇用する手作地主にとっては、米穀を換金し剰余として手元に残る部分の固定化、事実上の減少となり、「仮子給代」の形をとる労働力雇用経費の高騰によって大幅な支出増加に直面し、経営の事実上の縮小となります。第2ピークは文政期です。高額な「仮子給代」の安定継続的時期です。米価はこの間も、ほとんど変化していません。それに対して、「仮子」の労賃というのは、極めて高く上昇し、また極めて下降しますが、全体としては上昇傾向にあることが分かります。「仮子」の労賃が著しく下降する原因は明らかです。例えば、天明元年（一七八一）以降、「仮子」の労賃は下降しますが、一方で米価が非常に上昇します。これは天明飢饉のためです。それから、天保元年（一八三〇）以降にも米価は上がっています。この時期の「仮子」の労賃は記録が欠けてわかりません。この時期は、天保飢饉に相当します。おそらく、「仮子」の労賃は同じ

ように下落していたはずです。「日暮之竈立」をして賃労働者となつた奉公人たちの「我儘・氣隨之勤方」が社会の特徴だとすると、そのあり方を絶対的に規定しているのは「米下直」であると言うこととなります。逆にその条件が一旦崩れてしまえば、自己裁量によるその生活は壊滅的な打撃を受けます。

一八世紀中期以降の社会状況では、農村からの労働力の流出による農村奉公人の賃金の高騰があるために、賃労働者化した農村奉公人により有利な経済条件が存在していました。しかし、負の契機として自然災害による耕地の荒廃などの変化があると、耕作に必要な労働量は減少し、賃労働者化した農村奉公人の雇用機会の変化の程度により壊滅的なまでに失われます。一方、小作農は労働投入量の減少に直面するが、自らが耕作する土地から食料生産物の一部を手に入れることができます。凶作が予知されると、米価の高騰を見越した上層農や商人・廻船問屋などによる退蔵や他領への抜荷なども加わり、米穀供給量と食料消費水準は突然に低下し飢饉へと直面します。「国日記」宝暦一〇年（一七六〇）一月二十九日の分地制限の「覚」でも「一、町在浦々共、新竈立之儀、古来より御停止之処、何となく近来緩せに罷成候段相聞得候、米穀下直之節は如何躰にも相凌可申候得共、高直に成候砌は妻子令離散、袖乞之者も必竟彼等より多出、御取扱に罷成候間、以来急度停止被仰付候、（以下略）」と、分地によって生まれる農業奉公人が高額の給銭と労働環境を求めて流動化することは、米価変動による窮乏化の危険性を高め、凶作時には家族が離散し「袖乞之者」が増大すると指摘されています。一八世紀の緩やかな変化は、余暇を自分たちのものとする

「自由」だけでなく、一旦凶作が起こると飢饉へと直結するリスクとの表裏一体化をもたらしたので。

この時期、凶作から飢饉へと変わったときに実際に「仮子」たちを救済したのは、もはや村という共同体でも、藩でもありませんでした。表2の代官から大庄屋に宛てたII宝曆九年（一七五九）一月一七日の「覚」の第七条では、「一、在々諸組一統奉公人、至而扞底致差支之旨、右之訳ハ少々作合等不宜候節ハ、高無・借屋之者共、村中重立之者共介抱ニ而一命を助り罷有、豊年之節ニ至り右之心ヲ取失ひ、少分之田畑作致如何様共成統候と心得、自然と奢より起候事ニ候、戌年改而被仰付候御定法急度奉公人之給銭七・八拾目を限り抱レ候様、召仕候者内々ニ而直高ニ抱不申様村々江可被申付候、」とされています。救済者は、「重立」とされる上層農たちでした。

例えば、グラフ1で取り上げた平山家で見ると、天明三年（一七八三）に米価は急激に上昇しますが、「仮子給代」は「無給銭」です。天明飢饉の最中ですから、耕作する土地はないのです。平山家は「仮子」を雇用する必要はありませんでした。ところが、「耕作伝年々始終日記」では「仮子」を二三人も雇用しています。これは、折からの飢饉に労賃はないものの、雇用することで同家が最低限の食料を奉公人に保障したことに他なりません。「村中重立之者共介抱ニ而一命を助り罷有」という「覚」第七条の記述は、こうした関係が繰り返されていたことを物語ります。そのことよって、「仮子」や小作人たちの間に上層農Ⅱ地主に対する心情的な恩頼関係が生まれてくるのです。

それでは、そうした救済を地主Ⅱ上層農が行わなければどうなる

のか。この点を、浪川『近世北奥社会と民衆』（吉川弘文館、二〇〇五年）第六章の一九世紀にかけての特徴的な社会的犯罪と関連付けて考えてみましょう。「国日記」文久二年（一八六二）七月五日条の「三奉行申出」の第一条は、前年に頻発した「投火」Ⅱ放火の犯人は、多くは小作人化した「百姓」たちとしています。「先祖より持伝之田畑」を「追々重立共ニ売払」い、「当作勝之者計」、自らの保有地のみでは再生産が不可能な状況に陥ったことが背景です。再生産が自らの経営では不可能となり小作人化した没落「百姓」層は、秋に年貢分を除いた收穫物の「十二七・八」を「重立共」へ小作料として上納し、翌春「二・三月」には自らの「飯料」にさえ事欠き、その「飯料」のために「重立共」から「又々高歩之利米」を借りるといふ、地主との間で貸借関係の負のスパイラルに陥ってしまします。小作人たちは経済的にも精神的にも「追年疲弊ニ及居」る状況となり、とくに開港後の「近年」の「米価并諸色高直ニ而弥増難渋ニ相成」って、破滅は「今日に差迫」りました。追い込まれた小作人たちは「風と良心を取失ひ為威投火」Ⅱ「威」（おど）しのための放火を、彼らを追い込んだ地主に対して行うこととなるのです。

ここで明らかなのは、「投火」の対象となったのは地主一般ではないことです。あくまでもその対象は、高率の小作料を徴収し、小作人の再生産のみならず日々の生活までも困難な状況に陥れた「重立」層に限られているということです。一方では、平山家のような「救済者」としての心象をもつ地主Ⅱ「重立」層も存在していました。しかしながら、そうした救済を行わない「重立」層に対しては、

自らの存続への危機感から、きわめて個人的な感情のはけ口としての抵抗の矛先がむけられます。抵抗の方法は「投火」という個別で秘匿性が高く、かつ決定的な打撃を与える制裁行為として現れたのです。

このように一八世紀というのは、逼塞した時代ではなく、そこに生きた奉公人たちも決して村のなかに滞留していたわけではありませんでした。藩境を脱法的に超えていくなど活動的な存在です。しかし、それは反面ではそこには何らの保護も期待できません。また、制裁行為も否定されることはありませんでした。そして、自らの生死に繋がる飢饉の恐怖と隣り合わせのリスクに満ちた時代でもありました。こうした社会のあり方によって、幕末から維新时期にかけてもこの地域では「世直し」一揆は見ることができず、代わりに個人的・個人的な制裁行為が頻発するのです。そうした流動性に満ち、不確実な時代のはじまりこそが一八世紀であり、それを克服していくのが幕末から維新、近代の課題であったらうと思います。それは、時間ですので、これで。どうもありがとうございました。

表1 18世紀の分家・分地制限令

	1726 (享保 11) 年 3 月 1 日 条「覚」	1760 (宝暦 10) 年 11 月 29 日条「覚」令 (1772・明和 9 年再令)	1774 (安永 3) 年 8 月 25 日 条「覚」	1777 (安永 6) 年 9 月 12 日 条「覚」
前文			新たな分家は禁止であるが、やむを得ない事情もあるように聞くので、今後は次のようにすること。	郡奉行が申し立てる。別紙に申し上げたように在々については、かねてから郡奉行から申し付けていたが、このたびは別紙のように申しつけ願いたい。なお弘前・九浦には私共から知らせてよろしいか、この旨をお伺いする。
第 1 条	百姓の子や兄弟が隈りに親を離れ分家し、分地するので百姓は貧窮化し、村方では水呑が多くなり、耕作が疎かになっている。このため、先年の通り男女とも 40 歳未満の分家は禁ずる。百姓の家内で婿や嫁を取って耕作に専念させること。もし、どうしても 40 歳未満で分家する場合は奉行に届け出、詮議をして許可し、この経緯を人別に記して月ごとに報告すること。	町・在・浦とも、分家は古来から停止であるにもかかわらず、近年、ゆるがせとになっているように聞いている。分家しても、米価が安いときにはどのような生活できるが、高騰したときには一家離散し、施しを受ける者(「袖乞之者」)も、こうした分家した者たちから生じ、藩の救いを受けることとなるので、以降は厳しく禁ずる。抛ん所ない理由で分家する者は、奉行届け出て詮議の上許可すること。今後、理由もなく分家したことが分かれば奉行などの落ち度である。1 年ごとに家数の増減を調べて、月番用人に上申すること。	田畑・屋敷を所持していれば、その屋敷内での新たな分家は願いの上許可する。	下々の分家を取り止めもなくなく行われ、とりわけ借地・借宅している者は、まったく田畑を所持しない「無産之者」で、堰や畦に勝手に家作して、放任状態なので厳禁する。しかし、農家の次・三男が相応の年齢にもなり、妻子もあるのに、田畑・家屋敷、また分け与える「高」もなく、それらを買得することもできず、生涯安居の地を持つことができないのは不憫である。であるから、各組の空き地を新田畑として開発することを許すので、願いの上勝手次第に引越し開発し、10 年間は無年貢、空き地に続く明山は見立て次第願い出れば、協議の上で植林してそれぞれの抱え山とすることを認める。※1. ※2.
第 2 条	今後、弘前・在浦を問わず、百姓以外でも小家を建て、または借宅して分家するものがあれば、奉行に届け出、詮議の上、やむを得ない者は許可し、この経緯を人別に記して月ごとに報告すること。		高無百姓屋敷の内への、高無としての分家は、願いの上で許可する。	※1. 浪岡組 板橋野之内・藤株野之内・桃里野之内、増館組 藤越沢野之内、浦町組 一ノ沢之内・下り山之内、但、浦町組・横内組は広野が多く、そのほかでも見立次第に望の者はその場所を申し出るように。木作新田 大館野之内、藤代組 館石野之内、尾崎組、大罫組 この外、駒越組・赤石組・金木組・和徳組は空地が多いので、右組々は場所を見立次第にそれぞれ夫々願を申し出ること。
第 3 条	弘前・在・浦とも、定まった家業もなく小家を建てあるいは借宅して、その日暮らしを営む分家(「日暮之竈立」)をする者が多いと聞いている。奉行などが詮議して本家に戻して家業を営ませるか、正規の奉公に出すこと。もし、本家に戻すことに支障があったり、		百姓・高無共、経営に行き詰まり(「勝手不如意」)、または抛ん所ない理由で居宅・田畑を売り、新たに高無屋敷などを入手して分家する場合は、願いの上で許可する。但し、それらの者が自村あるいは他村で借宅することを申し出た場合は、元元を確かめ、確かな	※2. すべての小者・次男・三男に限らず、村々の高無や借地・借宅之者、田畑を所持していない者が長く土地に居住・耕作するよう申し触れる。

	養育する子供などが多く奉公に出しがたいなどの類いは奉行で詮議し、やむを得ないときは例外として認める。		者を請け人として明き屋敷に借地・借宅させること。	
第4条			町・在を追放となっている者、また弘前浪人などの明き屋敷への借地・借宅は、親類の立ち会いを以て願ひ出ること。	
第5条			当該村の物書・三郷等に頼んでの、居村での借地・借宅の場合は、元元を確かめ身元のしっかりした受合人とともに願ひ出ること。但し、医者と同様、師匠元も調べること。	
第6条			田畑は所持しても屋敷のない者が、その田畑に新屋敷を設け、または空き地に新屋敷を建てることは許可しがたいが、理由によっては協議するので、その経緯を詳しく申し出の上、時期により判断する。	
第7条			弘前・九浦の者が在方に百姓屋敷・高無屋敷を設けて分家し田畑を手作するならば願ひの上許可するが、在方に入り込んで商家を営むことは堅く禁ずる。	
後文	この旨、きつく申し付ける。すべて以前からの申し付けではあるが、これまではその場限りのことで発令後の確かめもなかったために、このように取り止めもないようになっている。今後はいずれも月々油断なく詮議するよう。この上、手抜かりがあれば奉行以下の落ち度である。	郡奉行・弘前町奉行・九浦奉行に支配の者に申し渡すよう申し付ける。尤も家中・寺社・在・町の奉公人たちへ厳しく申し付けるよう惣触を申し付ける。	違反した場合は、村役人の不行き届き、我が儘の行為として、また密かに新たに分家することを許したなら厳しく罰するので、よくよく念を入れ調べに当たるように申し付ける。	このように申し付けて良いか、伺いを立ててきたので勘定奉行・町奉行に協議させた所、支障ないとのことなので家老（「津軽内膳」）に上申し、そのように申し付けるよう、郡奉行に申し渡した。

いずれも、「国日記」当日条。明和9年（安永元）再令は、『御用格』同年2月19日条。

*1と*2は、第1条の対象地の一覧等であり、条文ではないが便宜上ここに置いた。

表2 1754年(宝暦四)1月「被仰渡覚」と1759年(宝暦九)1月「覚」

I 1754年(宝暦四)1月「被仰渡覚」(代官→庄屋)		II 1759年(宝暦九)1月17日「覚」(代官→大庄屋)			
簡条	概 要	簡条	概 要		
第1条	農業は油断なく進めること。閏月のある年は冷気が早く来るので、耕作方は遅れずに出精すること。	第1条	1月中、肥やし引き配りを行い、種蒔しは彼岸中日が定日なので雪を掻いて種池をつくり、苗代の準備をすること。		
		第2条	雪が消えたらば直ちに用水堰を掘り上げ、用水路を手入れする農慣習を守ること。十分に水を引き入れないと夏に水不足となるので、入念に行うこと。		
		第3条	藩蔵への年貢納入(駄下)は、かねて通り旧冬から1月中に10万俵位は納入していないと、今後の農作業の妨げになるので、旧冬割り付けた納入高を1月20日までに済ませること。		
		第4条	昨年分の年貢収納勘定及び遣方は、大庄屋の第一の責務であり、各蔵からの一紙を1月中に直して手配するように。		
		第5条	以前より申し渡している耕作手順の進行を、失念することなく報告すること。		
		第6条	百姓が痛んだ鍬や鎌の補修をしているか、1月中に確認すること。冬期に農具の修理ができていないと、自然と農事の遅れを生じるので、村々の庄屋にしっかり調べるよう申し付けること。		
		第9条	豊年でも飢渴の時の思いを忘れず、常に身代の儉約に励み、蓄えを図ること。		
		第2条	誓・嫁取の時は、親類・隣家以外の祝儀や寄合は無用とすること。華美厳禁。		
		第3条	親・兄弟の争いの時は、親戚だけで集まること。		
第4条	庄屋の木綿合羽・立付着を用を禁止する。				
第5条	庄屋・五人組、および一族の者が、湯治や遠方への旅行から帰村のとき「脛巾ぬき」として、人を集め酒宴すること、また寄り合の酒宴を禁ずる。				
第6条	村方での小売りの酒の販売を禁ずる。				
第7条	定められた休日以外の休日を禁止、定めの日以外の期日を知らなければ、庄屋が書き付けを持参して、村中に周知させること。以後、定休日以外に休んだ者は罪に問う。				
第8条	村方での正月から彼岸まで行われている博奕を禁止する。	第11条	在方では、正月の出会いに、それ以外では寄り合って博奕が行われている。庄屋・五人組で取り調べ、博奕宿をしないよう取り締まり、露見した場合は厳しく処罰する。		
第9条	村によっては、正月・休日に庄屋が百姓家を回り、酒肴の持てなしを受けているが、今後は禁止する。				
第10条	役人にも同様な者が見られるので、そうした者がいれば申し出ること。				
第11条	庄屋や家主が、木造(つがる市)の町場に出かけた際に、店に入りし、銭を出し合って酒肴を調え酒食することを禁ずる。				
第12条	年貢上納の際、端米を売り払い、酒肴を買って酒宴することを禁止する。				
第13条	村方の鍛冶・桶屋・室師・豆腐屋諸家業の者には隠し商売の者が多い。摘発するが、もし隠し置けば庄屋・五人組をも罪に問う。				
		第10条	伊勢参宮は前から禁止だが、抜参りをして、途中、路銀に困り江戸藩邸に頼ったり、死亡して藩の「御厄介」なるなど極めて不屈の上もない。当年(宝暦9年)から人別を改め、一村ごとに庄屋が調べ「抜参」をさせないようにすること。もし「抜参」をした者があれば、すぐに親・兄弟から「欠落」の届けを出させ、立ち返っても関所破りをした者なので規定に従い罰すること。子・兄弟でもこのことを隠して、後日、露見すれば庄屋・五人組・本人とも厳しく罰する。		

第14条	在方の仮子給銭が近年高騰しているのを、以前のように熟達している者は60匁を上限とし、そうでないものは40匁を上限とすること。	第7条	在方奉公人の不足は、不作の時には高無・借屋の者は「重立」に救済を求めるのに、豊作の時には少しばかりの田畑を耕して、あとは賃労働をしてなんとも生きられるという奢りの心からである。「戌年」(宝暦4年)に再令されたように奉公人給銭は70~80匁を上限として雇用するように。雇用してから内々に引き上げてはならない。→関連A第27条・第28条
第15条	在方での働きをする者、近年、鬢を大きく盛り上げるため、油を多く使うので先年のように鬢を薄く調えること。	第8条	百姓・高無、小者を問わず、衣類・かぶり物には麻を用いること。若者であっても古法に従い、髪・月代が猥らにならないように。鬢を油で固め「異形」の風俗とすることで、農作業に身を入れることを厭い「百生之本意」を失うことになるので、そのような風体とならないように申し付ける。→関連A第4条
第16条	「地半(褌袴)」の長さは脛までとし、袖は「半幅」とすること。		
第17条	二枚綴りの小巾にいたるまで、「絵地」(刺子部分)のほか、木綿糸の使用を禁止する。		
第18条	かぶり物として風呂敷を用い、その上に三尺手ぬぐいで鉢巻きとすることを禁ずる。麻の風呂敷ばかりを用いること。		
第19条	風呂敷は極寒の時のみに使用すること。暖かくなつてからのかぶり物としてはならない。		
第20条	女は先年の通り「式幅すいそう」を使用、風呂敷を冠にしないこと。		
第21条	男女とも三尺手ぬぐい使用禁止。		
第22条	労働している者は、休日以外には髪を結うのに元結を用いてはならない。先年通り、薬を用いること。		
第23条	女も同様、休日の他、髪に油をつけてはいけない。		
第24条	在方、麻の股引使用のこと。		
第25条	在方では、麻を多く栽培すること。		
第26条	在方の者の、上下・絹羽織・立付・木綿合羽・絹頭巾着用禁止。雨の時は糞を使用のこと。		
第27条	田植えの際、雇い人を高給で雇用することを禁じる。		
第28条	田植えの際、雇い人などにニシンを供することを禁じる。		

宝暦4年1月「被仰渡覚」：盛家「聞留」、宝暦9年1月17日「覚」：「代官日記」四(弘前市立弘前図書館蔵)。なお、盛家「聞書」は、豊島勝蔵「津軽新田記録第六巻の一 盛家「聞書」」(私家版、1993年)に収録される。

表3 1759年(宝暦9)10月 盛家「御用留」の二つの「覚」

α 大庄屋→代官			β 代官→大庄屋		
分類	簡条	内 容	分類	簡条	内 容
				前書	「酉ノ年」(宝暦3年)再令の質素厳守が守られていない。百姓・高無・仮子・奉公人ともに貧窮・窮迫につき奢侈を禁止する。
				第1条	庄屋・五人組・重立・有徳者、参会の節、飲食について。
A	第1条	分家は40歳以上であるが、やむを得ない場合は詮議・願の上で許可してはどうか。	a1	第2条	給銭・日雇銭高騰し耕作不手入れの理由は、米価安・手間賃値上がりのため分家多く、高無・小者ら農事怠るからである。
			a2	第3条	分家は40歳以上であるが、やむを得ない場合は詮議・願の上で許可する。
			a3	第4条	分家による身上衰微を防ぐため庄屋吟味のうえ、願を提出すること。
B	第2条	「家来」給銭の、「下男」格付けおよび増銭を禁止してはどうか。	b1	第5条	給銭定め上中下のランクによるが、能力に応じ柔軟に対応すること。
	第3条	給銭は、村所により生産環境が違うので定額化ではなく事情勘案して決めたい。	b2	第6条	日雇銭、労働場所の環境・労働内容を考え、高騰しないように設定する。
C	第4条	百姓通帳記述と実際の出銀との代官による照合をしてほしい。	c1	第15条	百姓通帳に年貢・諸役銭のほか、役人賄代等書き入れ百姓に渡す。暮あるいは1・2月に代官が改める。
	第6条	小水帳と実際の百姓・高無人別の収納米増減との確認して、年明3・4月に提出したい。	c2	第16条	検地帳・小水帳、煩雑にしないこと高割収納米増減、点羽を付け庄屋から申出、記載違いないように、取箇帳記述違いないように。
D	第5条	二才駒売買の馬喰札、用水管理・漆木管理など、9・10月の改め項目に追加してほしい。	d1	第7条	村方で馬の盗難多く、村方で馬喰の扱いの問題があるか吟味のこと。
			d2	第8条	村方の馬喰、名前を差し出し、庄屋・大庄屋印形木札を渡すこと。
			d3	第9条	木札もたず馬喰家業する者は捕らえること。
			d4	第10条	馬売買・馬責、庄屋に出頭し、証文取り交わすこと。百姓・高無と馬喰相対の売買禁止。
			d5	第11条	馬改の際の売買・馬責では、改め場所の町庄屋は印形証文を取り、売買に関わる両庄屋に提出すること。
			d6	第12条	馬喰町の者の馬売買口銭取収を庄屋方で見届けていないため、今後は村毎に帳面で有馬を書き記し売買を庄屋が把握すること。
E			e1	第13条	年貢・諸役、来月15日、皆済のこと。
			e2	第18条	藩財政も逼迫しているため、年貢上納には心して当たること。上納できない百姓がいればすぐに申し出ること。どれだけ上納できるか把握し、五合摺して上納すること。表方の役人も動員して委しく調べる。もし、刈るべき時に放置して災害に遭って上納できない百姓があれば、村役人も代官も言い訳にならない。大勢の支配に当たるので庄屋以下もしっかり心得るように。
			e3	第19条	米留所引取につき、売米増加し、年貢収納低下きように村役取締強化のこと。来月中から借方町人蔵廻りにつき蔵手入れのこと。
F			f1	第14条	村方出火多く、火災用心のこと。
			f2	第17条	秋には用水樋を村に引き上げるか、その場で管理すること。

18世紀末『奥民図彙』弘前年中行事	同右注記その他
忘縣不動開帳	
猿賀深沙宮参詣	
	万歳来たる。
十王参り	早朝の内、諸寺参詣
浄土宗御忌	
	厄払い来たる。
和徳堂社・白狐寺・覚秀寺・築館	そのほか各稲荷社参詣
釈迦涅槃	諸寺参詣
	春彼岸
大行院行者講	檀、多く売る。
最勝院華名供	
天神参詣	所々、天神社。
	田打仕舞
石堂薬師	そのほか所々、薬師参詣
灌仏	諸寺参詣、当日、町・在とも休日
堂社・五穀神神楽	
神明・山王神楽	
山之観音宵宮	
山之観音宵宮懺法（せんぼう）	
深沙宮神楽	
所々、稲荷社宵宮	
	所々、稲荷社参詣
弘前八幡宮神楽	
外瀬諏訪社宵宮	
外瀬諏訪社神楽	
独狐七面山感応寺宵宮	
独狐七面山感応寺参詣	
品川町弁天（胸肩宮）宵宮	
	田植仕舞
品川町弁天神楽	
白狐寺宵宮	
白狐寺参詣	
大円寺牛頭天王宵宮 （大円寺牛頭天王参詣）	
袋宮寺熊野宮宵宮	
遍照寺観音宵宮	
遍照寺観音参詣	
十一面観音宵宮	
十一面観音参詣	
愛宕ならび荒神宵宮	
愛宕ならび荒神参詣	
三星祭（七夕）	毎夜、「ねむた」祭り、人が群集。
久渡寺観音宵宮	
久渡寺観音参詣	
久渡寺観音宵宮	
毎夜、盆踊り	町々で人群集。
法界	先祖の墓前に家内残らず参詣して酒宴。13日夜から14日夜まで、家々の門で「樺」を焚く。盆中、大概14日から7日間、下鍛冶町川原で相撲興行、昼には獅子踊。
	盆
大円寺土手、来光を拝する	人々群集。
糸買	和徳から藤崎辺まで群集する。

表4 弘前藩領における百姓休日と年中行事（弘前）

月	日	1728（享保13）年「覚」	1776年（安永5）年『耕作晰』
1月	1日	休日（7日間）	休日（13日間）
	1日～7日		
	1～13日		
	6日		
	7日・8日		
	16日～20日	休日（5日間）	
	25日		
	29日～30日		
2月	1日	休日	休日
	初午		
	15日		
	彼岸	休日（3日間）	休日（3日間）
3月	3日	休日	休日
	7日		
	21日		
	25日		
	田打仕廻	休日	休日（3日間）
4月	8日	休日	休日
	15日		
	17日		
	17日～18日		
	22日		
5月	5日	休日	休日
	9日		
	10日		
	15日		
	16日		
	17日		
	18日夜		
	19日		
	晦日夜		
	田植仕廻	休日（2日間）	休日（3日間）
6月	1日	休日	休日
	9日		
	10日		
	13日		
	14日		
	15日	休日	休日
	16日夜		
	17日		
	19日夜		
	20日		
23日夜			
24日			
7月	1日～7日	休日	休日
	7日		
	9日		
	10日		
	11日		
	13日～17日		
	13日		
	14日～16日	休日（3日間）	
	14日～20日		休日（7日間）
	26日		
	月末		

岩木山登拝	
弘前八幡宮祭礼	隔年休年、神楽がある。
山王権現神楽	山王神社・山王社、現大杵根神社。
神宮宵宮	
五穀神神楽	
七面山宵宮	
七面山参詣	
田の神祭り	在々で餅を搗く。
日蓮宗御名講	
浄土宗十夜	年貢村納後。
浄土真宗取越	
野恵比寿祭・武家祝	
茂森町・上土手町市	

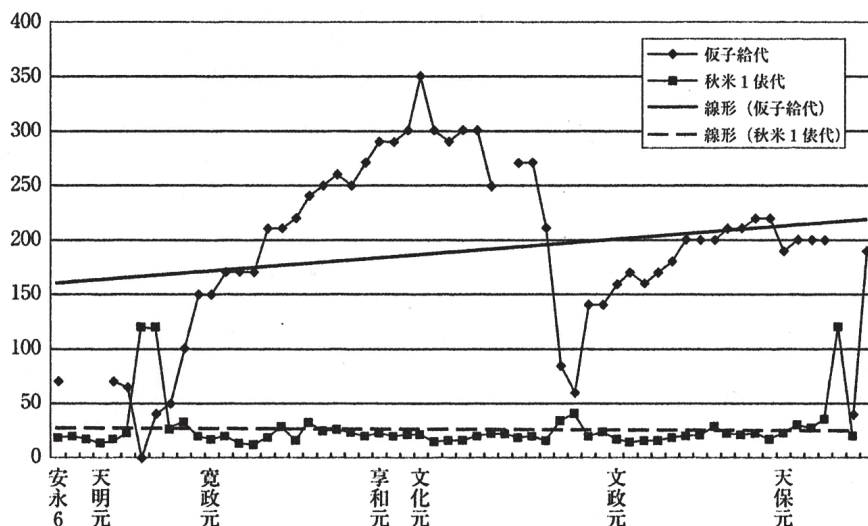
8月	1日		休日
	1日～15日		
	15日	休日	休日
	16日		
9月	15日		
	18日夜		
	19日		
	29日		
10月	13日		
	14日		
	9月・10月のうち年貢村納後	休日（2日間）	休日（3日間）
11月	26日～28日		
12月	5日		
	26日～晦日		
年間休日		31日間	41日間

表5 境関村百姓休日一件

名 前	親・雇い主	関 係	処 分	備 考
甚四郎	孫兵衛	子	在々引廻の上、打首・獄門	
卯之助	太次兵衛	子(家来カ)	在々引廻の上、打首・獄門	宇之助
ませ	庄屋弥十郎	家来	獄門の所、牢死	
門十郎	才兵衛	家来	獄門の所、牢死	紋十郎
助四郎	次郎助	家来	斬罪の所、死罪一等を減じ出牢	
専太郎	喜茂助	家来	斬罪の所、死罪一等を減じ出牢	
安之丞	孫十郎	家来	斬罪の所、死罪一等を減じ出牢	
弁慶	孫十郎	家来	斬罪の所、死罪一等を減じ出牢	
三五郎	孫十郎	家来	斬罪の所、死罪一等を減じ出牢	
長兵衛	三右衛門	家来	斬罪の所、死罪一等を減じ出牢	
八助	三右衛門	家来	斬罪の所、死罪一等を減じ出牢	
長十郎	又五郎	家来	斬罪の所、死罪一等を減じ出牢	

「国日記」宝暦4年7月13日条・「国日記」宝暦5年3月13日条。

グラフ1 1777年(安永6)～1835年(天保6)の「仮子給代」と米価



『平山日記』および『耕作年々終始日記』より作成。単位は匁。「仮子給代」が幅を持って記されている場合は最高値をとった。出典 浪川『近世北奥社会と民衆』（吉川弘文館、2005年）95ページより転載。